

平成25年 5月27日

各 位

東京都文京区本郷二丁目38番18号
株式会社 カイノス
代表取締役社長 上 地 史 朗
(コード：4556)
問い合わせ先
責任役職者 取締役管理本部長
氏 名 黒 谷 理
T E L (03) 3816-4123

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年5月24日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成25年6月20日開催予定の第38回定時株主総会に付議することを決議致しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- (1) 会社法第165条第2項の規定により、定款の定めに基づき取締役会決議による自己の株式の取得が認められておりますので、機動的な資本政策を遂行できるように、定款第7条に自己の株式の取得の規定を新設し、現行定款第7条以下第13条までを各1条ずつ繰り下げるものであります。
- (2) インターネットの普及を鑑み、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を定款第15条に新設をし、現行定款第14条以下を各2条ずつ繰り下げるものであります。
- (3) 当社は取締役の任期を1年と定めておりますので、増員および補欠の任期は必要がないので現行定款第19条2項を削除するものあります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(自己の株式の取得)</u> 第7条 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第7条～第13条 (条文省略) (新 設)</p>	<p>第8条～第14条 (現行どおり) <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第15条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>
<p>第14条～第18条 (条文省略) (任期) 第19条 当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>②増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>第16条～第20条 (現行どおり) 第21条 (現行どおり) (削除)</p>
<p>第20条～第37条 (条文省略)</p>	<p>第22条～第39条 (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更の為の株主総会開催日 平成25年6月20日

定款変更の効力発生日 平成25年6月20日

以 上